

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号に基づく特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則案」の概要

令和 5 年 7 月 12 日
個人情報保護委員会事務局

1. 趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第19条第9号においては、法第9条第2項の規定に基づき地方公共団体が個人番号を利用するために条例で定める事務に関し、当該事務において情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携が可能となる要件等を個人情報保護委員会規則に委任している。

これらの要件等は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号に基づく特定個人情報の提供に関する規則（平成28年個人情報保護委員会規則第5号。以下「規則」という。）に規定されている。

今般、情報連携が可能な条例で定める事務の範囲の拡大に係る地方公共団体からの要望も踏まえ、国民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化等に資するため、規則について所要の改正を行う。

2. 改正内容

規則では、情報連携が可能となるために条例で定める事務が満たすべき要件の一つとして、当該事務の趣旨又は目的について「法別表第2の第2欄に掲げる事務のうちいずれかの事務の根拠となる法令の趣旨又は目的と同一であること（注）」としている。

この要件について、「法別表第2の第2欄に掲げる事務のうちいずれかの事務の根拠となる法令の趣旨又は目的とおおむね同一であること」に改正する（規則第2条第1項第1号）。

注） 「同一であること」については、「独自利用事務の情報連携に関する手引」において、「（両事務の）対象者が原則として一致すること」等の基準を示しているところ、条例で定める事務の要件が「おおむね同一であること」と範囲が拡大することに併せ、当該手引の改正も行う予定。

3. 施行期日

公布の日から施行する（令和5年9月頃予定）。